

信仰あるイスラエル、霊的イスラエル、残れる者（レムナント）

新約聖書の中の奥義 第13回

□この学び全体のアウトライン

- 第一部 イン트로ダクション
- 第二部 奥義としての神の国
- 第三部 教会に関する5つの奥義
- 第四部 **イスラエルが頑なになることに関連する奥義**
- 第五部 サタンの2つの奥義 と それを打ち破る神の8番目の奥義

前回 A-I のポイント：

- 2つのイスラエルがある
- 神の選びと神の主権

イスラエル民族

□ 第四部「イスラエルが頑なになることに関連する奥義」のアウトライン

A) ロマ9章・10章・11章の教え

I. イスラエル民族がメシアを拒否したことについての神学的理解 9：1～29

1. 9：1～5 パウロの悲しみとイスラエルの特権
2. 9：6～13 聖書の歴史に照らしてイスラエル民族によるメシア拒否を見る
3. 9：14～29 聖書の原則に照らしてイスラエル民族によるメシア拒否を見る
4. まとめ

前回

II. イスラエル民族がメシアを拒否したことの説明 9：30～10：21

1. 9：30～33 イスラエルの躓き
2. 10：1～11 イスラエルは救いを受ける経路について無知であった
3. 10：12～13 イスラエルは救いの普遍的性質について無知であった
4. 10：14～21 イスラエルは福音が普遍的に宣べ伝えられることに無知であった

III. イスラエル民族がメシアを拒否したことの慰め 11：1～32

1. 11：1～10 イスラエル民族全員がメシアを拒否したわけではない
2. 11：11～15 イスラエルが躓いたことの目的
3. 11：16～24 オリーブの木
4. 11：25～32 **奥義**

IV. パウロの頌栄 11：33～36

今回 A-II のポイント：  
神に熱心であったイスラエルが  
なぜメシアを拒否したのか、  
3つの無知（誤解）が連鎖した

B) ロマ16：25～27の教え

何について	イスラエルは、こう誤解した	神のみこころは、こうである
救いの経路	律法を行うことで救いを得る (律法は救いを得る手段)	救いは、恵みにより、信仰を通して (律法は救われた者の生活指針)
救いの性質	律法はイスラエルだけに与えられた。 ゆえに救いもイスラエルだけが対象	救いは恵み、無資格。イスラエルだ けでなく、異邦人にも提供される
宣教の対象	救われるのはイスラエルだけ。よって 福音宣教もイスラエルに向けて	福音は、異邦人にも向けて宣べ伝え られる

## A) ロマ9章・10章・11章の教え

II イスラエル民族がメシアを拒否したことの説明 9:30~10:21

第2部は、なぜイスラエル民族はメシアを拒否したのか、その説明である。

1. から4. まで4つの項目を扱うが、1. はイスラエルの躓きについて、2. から4. までは、イスラエルが躓いた3つの理由である。

## 1. 9:30~33 イスラエルの躓き

- (1) 30節 異邦人は義を得た。彼らが、信仰によって近づいたからである。
- (2) 31~32節 それに対して、イスラエルは義を得られなかった。彼らが、律法を行うことで得ようとしたからである。
- (3) 32~33節 イスラエルは、躓きの石に躓いた。躓きの石とは、メシアである。救いは人の行いによらず、神の恵みにより、信仰を通して受け取るものである。行いによって受け取ろうとしたら、躓くしかない。

2. 10:1~11 イスラエルは救いを受ける経路について無知であった

- (1) 1節 パウロの願いは、なんとかしてイスラエルに救われてもらいたい。
- (2) 2節 パウロがそのように願うのは、イスラエルには神に対する熱心さがあるからである。しかし、イスラエルには知識が欠けていた。何を知らなかったのかというと、律法による義と信仰による義との違いについて、である。
- (3) 用語の整理
  - ① 義(9:30) = 無罪宣告。神の怒りから救われ(ロマ5:9)、永遠のいのちに導かれる(ロマ5:21)。
  - ② 神の義(3節) = 神が与える義 = 神の恵みにより、信仰を通して与えられる義(ロマ3:21~24)
  - ③ 自らの義(3節) = 自分で受け取る義 = 自分の行いによって無罪宣告を受けること
  - ④ 律法による義(5節) = 律法を完全に守ることによって無罪宣告を受けること
  - ⑤ 信仰による義(6節) = 自分の行いによらず、信仰を通して、神の恵みとして無罪宣告を受けること

神の義、 信仰による義

自らの義、 律法による義

これができたのはイエスのみ → 信者はそのメシアの義を受ける(ロマ5:18)

## (4) 3～5節 律法による義について

## ① 3節 イスラエルは、神の義について知らなかった。

- 神の義＝神の恵みにより、信仰を通して与えられる義。信仰による義と同じ。
- 旧約の信者も、新約の信者も、信者はみな、神の義を受け取って救われる。救いの原則は、一貫して、「神の恵みにより、信仰を通して」である。
- イエスが現れたときの世代のイスラエルは、神の義を知らなかった。自分たちは神によって選ばれた民であること、モーセの律法を持つ民であることを誇るだけであった。神の前にへりくだっていなかった。

## ② 3節 イスラエルは、神の義に従わず、自らの義を立てようとした。

- 自らの義・・・自分の行いにより神から義人と認められようとする。実際には、生まれながらの人は罪の性質に縛られていて、自分の義を立てることは、不可能である。
- 神の義に従わず・・・人は、神の義を、信仰を通して受ける。何を信じるべきか、それは時代によって変わる。メシアが現れたときには、イエスをメシアとして信じるのが、神の義を受け取ることになる。イスラエルは、そのメシアに従わずに、自分の義を立てようとした。

## ③ 4節 律法が目指すものはキリストです。

- 「目指す」は、完成する、ゴールに達する、という意味。律法の完成者であり終着点は、メシアである。
- 律法についてのメシアの働きは二つある。
  - 第一に、メシア以外の人には、誰ひとり、律法を完全に守ることはできなかった。それができたのは、メシアだけである。メシアは、律法の完成者である。
  - 第二は、メシアが罪のないご自身を十字架の上で永遠の犠牲として捧げられたことで、動物の犠牲は不要となった。この意味で、メシアは律法を終わらせた。
- 【補足】モーセの律法について
  - 律法の目的・・・霊的救いを与えることではない。神は、エジプトの奴隷であったイスラエル民族を解放し、自由の民、神の民とした。神の民としての生活規範を与えることが、モーセの律法の目的。
  - 動物の犠牲に関する規定・・・神は、イスラエルが律法に違反して罪を犯すことを前提にして、動物の犠牲に関する規定を設けた。犯された罪をおおい、神とイスラエルの民との交わりを回復するためである。
  - モーセの律法は終わった・・・動物の血では罪を一時的におおうことはできても、罪を取り除くことはできない。そのため、動物の犠牲は日々、捧げられねばならなかった。紀元30年、十字架上でメシアがご自身の血をもって永遠の犠牲をささげた。これをもって、動物の犠牲は不要となり、律法は終着点に達し、終了した。

- ④ 4節 **それで、義は信じる者すべてに与えられるのです。**
- メシアが律法を完全に守って、ご自分の義を立てられた。これは、メシアの義である。イエスは、自らの行いにより、神の前に義人として認められた。人として自らの義を立てることができたのは、イエスだけである。
  - このメシアの義は、メシアを信じる者すべてに与えられる。
  - メシアを信じる者は、メシアの十字架の上に自分の罪を置く。その代わりに、メシアの義が自分の上に置かれる。あたかも、自分が律法を完全に守ったかのように、みなされる。これが、信仰によって義と認められるということである。
- ⑤ 5節 **モーセは、律法による義について、「律法の掟を行う人は、その掟によって生きる」と書いています。**
- 「律法による義」とは、律法を完全に行うことによって達成される義である。
  - 「律法の掟を行う人は、その掟によって生きる」・・・レビ 18:5 の引用「あなたがたは、わたしの掟とわたしの定めを守りなさい。人がそれらを行うなら、それらによって生きる」
  - 律法を完全に行うことができた人は、メシアだけである。

(5) 6～11節 **信仰による義**について

- ① 6～7節 **しかし、信仰による義はこう言います。「あなたは心の中で、『だれが天に上るのか』と言ってはならない。」それはキリストを引き降ろすことです。また、『だれが深みに下るのか』と言ってはならない。」それはキリストを死者の中から引き上げることです。**
- 信仰による義は、人の努力で得られるものではない。
  - 申命記 30:11～13 からの引用。律法の命令は、難しすぎるものではなく、遠くかけ離れたものでもない。天に上ってそれを取ってくる必要はないし、海のかなたに渡り、それを取ってくる必要もない。
  - パウロは、これをキリスト、すなわちメシアに適用する。
    - メシアは、十字架にかかって私たちの罪のために死んでくださり、葬られ、3日間、よみに下ってくださった。そして、メシアはよみがえって、天に上られた（復活と昇天）。このようにして、人に神の義を与えるために必要なことは、すでに、メシアが成し遂げてくださった。
    - 私たちは、信仰の義を得るために天に上ることも、よみの深みに下ることも必要はない。信仰の義は、人の行いとは無関係に与えられるからである。

- ② 8節 では、何と書いていますか。「みことばは、あなたの近くにあり、あなたの口にあり、あなたの心にある。」これは、私たちが宣べ伝えている信仰のことばです。
- 信仰による義は、信仰によって得られる。
  - 申命記 30 : 14 の引用
  - ポイントは次の3つ
    - 神の義は、すぐ近く、手を伸ばせば届くところにある。
    - 口で告白し、心で信じるのが神の義を得る方法である。
    - これが、パウロが伝えている「信仰のことば」=福音である。
- ③ 9~10節 なぜなら、もしあなたの口でイエスを主と告白し、あなたの心で神はイエスを死者の中からよみがえらせたと思えば、あなたは救われるからです。人は心に信じて義と認められ、口で告白して救われるのです。
- 必要なのは、イエスをメシアとして信じる信仰だけである。
  - 信仰の内容は、「神はイエスを死者の中からよみがえらせてくださった」ということ。復活は、イエスの教えと行いが、すべて真理であることを証明する出来事である。
  - 告白の内容は、「イエスは主なり」
- ④ 11節 聖書はこう書いています。「この方に信頼する者は、だれも失望させられることがない。」
- 結論 神の義と救いを得る道はただ一つ、信仰である。
  - イザヤ 28 : 16 の引用
  - 信仰とは、単に神が存在することを認めるとか、イエスの十字架を歴史的な事実として認めることではない。神との個人的関係を持つこと、神を信頼して生きることである。「この方に信頼する」とは、聖書的な信仰を端的に言い表す表現である。
- (6) まとめ：イスラエルは、救いを受ける経路について無知であった。その原因は、律法の目的について誤解したところにある。モーセの律法の目的は、決して救いを与えることではなかった。救いは、神の恵みにより信仰を通して受けることが前提である。その救いを受けた人たちに対して、生活指針とすることが、律法の目的であった。

3. 10：12～13 イスラエルは救いの普遍的性質について無知であった
- (1) 12節 ユダヤ人とギリシア人の区別はありません。同じ主がすべての人の主であり、ご自分呼び求めるすべての人に豊かに恵みをお与えになるからです。
- ① 神はすべての人の主である。ユダヤ人にも、ギリシア人＝異邦人にも、である。
  - ② 救いが恵みであるなら、すなわち無資格・無代価であるなら、救いはユダヤ人だけのものではなく、異邦人にも与えられる。
  - ③ 主を呼び求めるすべての人が救われるというとき、それはユダヤ人が救われるというだけでなく、ユダヤ人と異邦人の両方を含む。
- (2) 13節 「主の御名を呼び求める者はみな救われる」のです。
- ① ヨエル 2：32 の引用。イスラエルが民族的に救いを受けることの預言
  - ② 紀元 30 年の五旬節の日、聖霊が下り、教会が誕生した。このとき、ペテロは、ユダヤ人たちに向けて、ヨエル 2：32 を適用して語った（使徒 2：21）。イスラエルの民族的救いは将来のことであるが、ペテロたちに聖霊が下ったのは、ヨエルの預言の中の一部、「わたしの霊をそそぐ」と「主の御名を呼び求める者はみな救われる」と符合するからである。（使徒 2：16～21）
  - ③ パウロも、終末預言であるヨエル 2：32 を適用して、ここで語った。ユダヤ人でも異邦人でも「主の御名を呼ぶ者」、信仰をもって神に救いを求める者はみな救われる。
- (3) まとめ：イスラエルは、救いの普遍的性質について無知であった。つまり、救いはユダヤ人だけのものではなく、異邦人にも提供される。救いは、特定の民族だけに限られるのではなく、人類すべてが対象である。そのことをイスラエルは知らなかった。この 2 番目の無知は、1 番目の無知から続いていた。というのは、一番目では、律法は救いを得る方法だと誤解したわけである。そして、律法はイスラエルにだけ与えられていたから、救いは自分たちだけが受けると誤解したのであった。

4. 10：14～21 イスラエルは福音が普遍的に宣べ伝えられることに無知であった

## (1) 14～15 節 宣教のチェーン

① パウロは、14～15 節を語って、読者が当然思い浮かべる質問を想定している。それは、18 節「彼らは聞かなかったのでしょうか」、19 節「彼らは知らなかったのでしょうか」の二つである。

- イスラエルは福音を聞く機会がなかったのではないか
- 機会があったとしても理解できなかったのではないか

② この質問に対して、パウロは、16～18 節で確かに聞いた、19～21 節で異邦人でも理解できたのであるからイスラエルに理解できないはずはない、と述べる。

(2) 16～18 節 しかし、すべての人が福音に従ったものではありません。「主よ。私たちが聞いたことを、だれが信じたか」とイザヤは言っています。ですから、信仰は聞くことから始まります。聞くことは、キリストのことばを通して実現するのです。では、私は尋ねます。彼らは聞かなかったのでしょうか。いいえ、むしろ、「その響きは全地に、そのことばは、世界の果てまで届いた」のです。

- ① 16 節 信じたユダヤ人は非常に少ない。イエスの公生涯の間も、パウロの宣教の時期も。
- ② 18 節 詩篇 19 篇 4 節の引用。一般啓示を指す。詩篇 19 篇には、7～11 節で特別啓示のことも書かれている。ユダヤ人たちは、一般啓示も特別啓示も確かに聞いていた。
- ③ 「世界の果てまで届いた」・・・パウロの宣教により、離散の地のユダヤ人たちに福音が伝えられた。

## (3) 19～21 節

① 19 節 「モーセが言っている」・・・申命記 32：21 の引用

- 「民でない者たち」、「愚かな国民」・・・異邦人
- 律法を持たない異邦人でも信じているのだから、イスラエルに理解できないはずはない。

② 20 節 「イザヤが言っている」・・・イザヤ 65：1 の引用

- ユダヤ人が心を頑なにしたので、神は異邦人にご自分を現わされた

③ 21 節 「イスラエルのことをこう言っている」・・・イザヤ 65：2 の引用

- 神はイスラエルを見捨てておられない
- 今も、イスラエルが立ち返るのを待っておられる

(4) まとめ：イスラエルは、救いが普遍的に宣べ伝えられることに無知であった。つまり、福音宣教はユダヤ人だけに向けてのものではなく、異邦人にも向けてもなされる。そのことをイスラエルは知らなかった。この 3 番目の無知は、2 番目の無知から続いていた。というのは、2 番目では、救いは自分たちだけが受けると誤解したのであった。したがって、福音宣教の働きは、ユダヤ人に向けてなされるものであって、異邦人向けに行われるものではない、という 3 番目の誤解に至った。